

## 工期に関する基準 (概要)

本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者(下請負人を含む)が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

<b>第1章 総論</b> <b>1 背景</b> <b>2 建設工事の特徴</b> (i)多様な関係者の関与 (ii)一品受注生産 (iii)工期とコストの密接な関係 <b>3 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方</b> (i)公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方 (ii)公共工事における考え方 (iii)下請契約		<b>4 本基準の趣旨</b> <b>5 適用範囲</b> <b>6 工期設定における受発注者の責務</b>	
<b>第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項</b> <b>1 自然要因</b> 降雨日・降雪日、河川の出水量における作業制限等 <b>2 休日・法定外労働時間</b> 改正労働基準法に基づく法定外労働時間 建設業の担い手一人ひとりが週休二日(4週8休)を確保 <b>3 イベント</b> 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水塔の落水期間等 <b>4 制約条件</b> 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約等 <b>5 契約方式</b> 設計段階における受注者(建設業者)の工期設定への関与、分離発注等 <b>6 関係者との調整</b> 工事の前に実施する計画の説明会等 <b>7 行政への申請</b> 新技術や特許情報を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間等 <b>8 労働・安全衛生</b> 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定等 <b>9 工期変更</b> 当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議・合意 <b>10 その他</b> 施工時期や施工時間、施工法等の制限等		<b>第3章 工程別に考慮すべき事項</b> <b>1 準備</b> (i)資機材調達・人材確保 (ii)資機材の管理や周辺設備 (iii)その他 <b>2 施工</b> (i)基礎工事 (ii)土工事 (iii)躯体工事 (iv)シールド工事 (v)設備工事 (vi)機器製作期間・搬入時期 (vii)仕上工事 (viii)前面及び周辺道路状況の影響 (ix)その他 <b>3 後片付け</b> (i)完了検査 (ii)引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間 (iii)原型復旧条件	
<b>第4章 分野別に考慮すべき事項</b> <b>1 住宅・不動産分野</b> <b>2 鉄道分野</b> <b>3 電力分野</b> <b>4 ガス分野</b>		<b>第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組みについて</b> 働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理	
<b>第6章 その他</b> <b>1 著しく短い工期と疑われる場合の対応</b> 駆け込みホットラインの活用 <b>2 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定</b> 受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更 <b>3 基準の見直し</b> 本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる		(国土交通省「工期に関する基準(概要)」を基に作成)	

争の激化によるダンピングの問題などがありません。今回は「時間」の概念に踏み込み、著しく短い工期を禁止するなど、工期の適正化という目標に正面から取り組んでいます。そこに大きな意義があります。

——受注者は余裕をもって施工に当たることができず、民間工事における受発注者の相互理解がキーポイントになりそうです。

この基準は受注者のためだけのものではありません。発注者にとっても、中長期的な視点に立てば、ビジネスパートナーである建設業が持続可能な産業になることで、高品質な建設サービスを享受し続けることができます。そのメリットを発注者に理解してもらうことが重要になります。国としても地方公共団体や経済団体のみならず、不動産、鉄道、電力をはじめ、多岐にわたる発注者の業界団体に周知を図っていきます。

発注者には、契約締結前に工期に影響がある事象が予想される場合は受注者に伝えることを義務付けています。受注者はこれを受けて、

——**工事は現場によって条件が異なります。現場での基準の健全な運用と、フローアップのための留意点とは何でしょうか。**

基準に掲げる考慮事項を適切に踏まえるとともに、同種工事の実績、受発注者間の協議の内容などに照らして判断する必要があります。更に、その工期によって着工後の労働時間、残業時間、休日出勤がどうなっているか、実際の「結果」からの検証も重要です。

新しい施策にはデータの蓄積が欠かせません。現場からも多様な情報を寄せていただきたいと思います。国土交通省でも、工期の実態、

特に民間工事での基準の活用状況や工期の設定状況などについて今後調査することとしており、結果を踏まえて国として取り組むべき点などを更に明確にしていきます。そのためにも業界の声は貴重な示唆になります。工期基準の普及は行政だけでは難しく、官民一体で進めていくことが大切です。

建設業は人々が生きていく限り不可欠な産業です。この数年の取組みが建設業界の中長期的な発展、サステナビリティを実現できるか、大きな分かれ目になると感じています。日建連には建設業界のリーダーとして業界が進むべき道を指し示し、率先して実行していく役割を期待しています。官民が力を合わせて、この業界で働いている人が、より一層自信と誇りと希望を持てる環境を共に作っていきたくと思っています。

著しく短い工期が疑われる場合は、建設業法違反通報窓口(駆け込みホットライン)に相談することが可能です。  
 TEL / 0570-018-240  
 受付時間 / 10:00 ~ 12:00, 13:30 ~ 17:00  
 (土日・祝祭日・閉庁日を除く)

## 特別企画

# 適正な工期の実現を目指して

本年7月、中央建設業審議会(中建審)において、「工期に関する基準」を作成し、その実施が勧告された。10月1日施行の改正建設業法では、著しく短い工期による請負契約締結が禁止され、建設業界の働き方改革が加速する。そのアクセラを踏み続ける決意を、国土交通省と日建連週休二日推進本部に聞いた。



国土交通省  
 不動産・建設経済局 建設業課長  
 鎌原 宜文 Norifumi Kanbara

——中建審から「工期に関する基準」が勧告されました。策定の目的とは?

建設業界における担い手の減少を抑止するには、若い人たちに向けた入職促進が不可欠です。働き方改革を進め、若い人にやりがいや魅力を感じてもらうためにも、週休二日を建設業界に定着させる必要があります。二〇一九年には、働き方改革の推進、生産性の向上、災害時の対応力強化などを目指し、「新・担い手三法」が制定されました。この法律を実効的な施策とすべく「魂」を吹き込むのが具体的な運用段階。その一つが今回勧告された「工期に関する基準」と言えます。

これまでの建設産業政策の歴史を振り返ると、「価格」に注目した施策が主体でした。背景には受注競

争の激化によるダンピングの問題などがありません。今回は「時間」の概念に踏み込み、著しく短い工期を禁止するなど、工期の適正化という目標に正面から取り組んでいます。そこに大きな意義があります。

——受注者は余裕をもって施工に当たることができず、民間工事における受発注者の相互理解がキーポイントになりそうです。

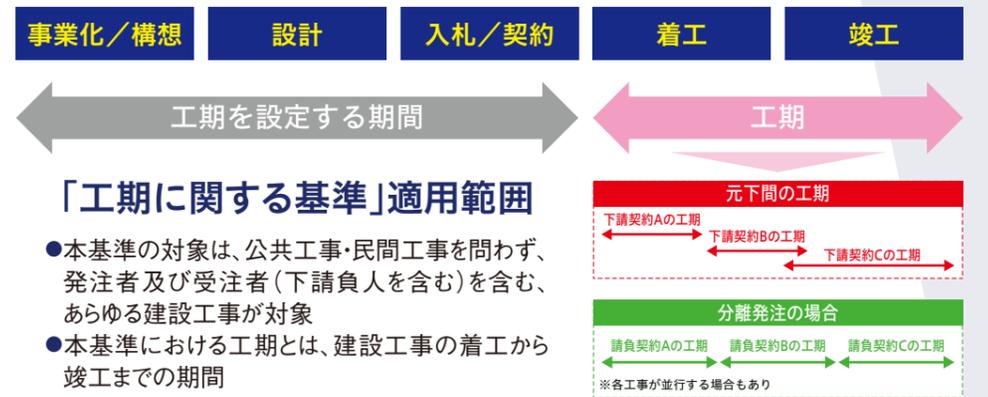
この基準は受注者のためだけのものではありません。発注者にとっても、中長期的な視点に立てば、ビジネスパートナーである建設業が持続可能な産業になることで、高品質な建設サービスを享受し続けることができます。そのメリットを発注者に理解してもらうことが重要になります。国としても地方公共団体や経済団体のみならず、不動産、鉄道、電力をはじめ、多岐にわたる発注者の業界団体に周知を図っていきます。

発注者には、契約締結前に工期に影響がある事象が予想される場合は受注者に伝えることを義務付けています。受注者はこれを受けて、

——**工事は現場によって条件が異なります。現場での基準の健全な運用と、フローアップのための留意点とは何でしょうか。**

基準に掲げる考慮事項を適切に踏まえるとともに、同種工事の実績、受発注者間の協議の内容などに照らして判断する必要があります。更に、その工期によって着工後の労働時間、残業時間、休日出勤がどうなっているか、実際の「結果」からの検証も重要です。

新しい施策にはデータの蓄積が欠かせません。現場からも多様な情報を寄せていただきたいと思います。国土交通省でも、工期の実態、



(国土交通省「工期に関する基準(概要)」を基に作成)



## 共通の物差しを手に、 真摯な姿勢で適正な工期を実現する。

日建連 週休二日推進本部長

井上 和幸 Kazuyuki Inoue  
(清水建設株式会社 代表取締役社長)



た。専門工事会社からも工程に関する意見を聞いた上で工期の見積りを出し、同じ土俵の上で発注者と話し合う。我々は明確な根拠を持ってしっかりとした工期の見積りを提示しなければなりません。

適正な工期を実現するには一方的に主張するだけではなく、技術開発、生産性の向上をもって工期短縮の努力をすることが前提です。我々も不断の努力を怠らない、その真摯な姿勢を理解していただくことが重要です。

これまでの商習慣では、変更や遅延が発生しても工期通りに終わら

せるのがゼネコンの役割、力の見せどころだろうと期待されて、我々もそれを意気に感じて力を尽くしてきました。その結果、我々自身だけではなく下請企業にもしわ寄せが及ぶことがありました。我々も彼らに甘えていた部分があったのかもかもしれません。今後は条件が変わったら誠意をもって協議をすることが大切だと思います。

——これまでの働き方改革に向けた取り組みは、各社ごとに温度差があったようにも思えます。今回の基準は業界内でどのように受け止められているのでしょうか。

### 建設業の働き方改革 三位一体の活動



4週8閉所\*が達成できている現場は  
3割程度にとどまっています

\*1年間(52週)で104日の閉所



(出典：日建連「週休二日実現行動計画2019年度通期フォローアップ報告書」)

——日建連の働き方改革に向けた、これまでの取組みについてお聞かせください。

週休二日推進本部は、建設現場で働く人の誰もが週休二日を取得できるようにしていこうと、二〇一七年度に「週休二日実現行動計画」を策定しました。休日が少なく長時間労働が常態化したままでは、建設業は魅力のない産業として世間から取り残されてしまうという危機感がありました。

これに基づき会員各社で週休二日アクションプログラムを策定、二〇一八年度から活動を開始しました。二〇一九年末までに四週六閉所以上一〇〇%という中間目標を設定しましたが、半期ごとに実施しているフォローアップ調査によると、これを達成した現場が全体の六七%。官庁工事が主体の土木現場は七六%、建築現場は六〇%にとどまっています。しかし、二〇一八年度と比べて一〇%ほど達成率が伸びており、三〇年ほど前は「今週はようやく日曜日に休めた」と喜んでいた産業だったことを思うと隔世の感

正式なヒアリングをしたわけはありませんが、相当インパクトがあったという印象を持っています。改正建設業法が施行された際に、適正工期という言葉が注目を集めました。一方、何を以て適正工期と見なすのかという戸惑いがあったことも事実です。今回の工期に関する基準では予想以上に踏み込んでいただき、私自身、感動を覚えなければなりません。

機運が高まりつつあるなか、様子見をしていた会員企業も、業界のリーダーの一員であるという矜持

あります。今は働き方改革など多様なエンジンが動いていますから相乗的に改善すると期待しています。

——「工期に関する基準」の意義と  
は？

工期に関する基準が示されたのは本当にありがたいことだと歓迎しています。通常必要と認められる期間に比べて、著しく短い工期で発注してはならないと明文化されました。大変な進歩だと思います。定量的な日数、基準値が示されているわけはありませんが、適正な工期を設定するに当たって考慮すべきあらゆる事項、条件の集合体になっています。違反したと認められた場合は、国土交通大臣等から勧告を受けます。二〇二四年の建設業における時間外労働時間の上限規制(罰則付き)適用を見据えると、その準備としても今回の基準の策定は大きな意味があると思っています。

最も注目する点は、発注者と受注者が公平な立場で工期について協議する環境が整備されたということです。双方の信頼関係をより強固なものとする「土俵」ができました。

を持って取り組んでいただけるようになるのではないのでしょうか。今後は個社の優れた週休二日アクションプログラムを各社で共有、水平展開して、全体のレベルを高めていきたいと考えています。

三〇年後に振り返った時には、二〇二〇年の改正建設業法と工期に関する基準が一つの大きな転換点だったと思うことができるよう、歩みを止めてはいけません。この機を逃したら二度とチャンスはありません。国土交通省にも本気で取り組んでいただいています。工期に関する基準の運用をフォローしてください。と伺っているので我々もフォローを継続して状況、情報を共有していきたいと思っています。

——下請企業、技能者の理解、賛同を得ることも課題になりますね。

元請、下請という上下の関係ではなく、パートナーとして同じ土俵の上で胸襟を開くことが大切です。彼らの専門的な技術力がなければ現場は立ち行きません。彼らに対して尊敬の気持ちを忘れず、その意見に耳を傾け、工期の見積りに反映させ



## 公共施設の維持・更新を担う建設業界に 官民一体で働き方改革の実現を

協議の基軸となる建築工事適正工期算定プログラムの実効性

東京都  
財務局 建築保全部  
施設整備第二課長

猪又 謙 Ken Inomata

東京都財務局建築保全部では現在、日建連の「建築工事適正工期算定プログラム」(以下、プログラム)を導入し、同部で所管する施設の基本・実施設計、工事監督業務に活用している。都庁舎をはじめ、教育・文化・スポーツ施設、医療・福祉施設など、既設の都有建築物の改築、設備更新案件は膨大な数になる。業務の効率化は大きな課題だ。猪又謙施設整備第二課長にお話を伺った。「都としては建設業界の働き方改革に寄与すべく、2016年度から週休二日モデル工事をはじめ、女性活躍や若手の育成を支援するモデル工事を試行してきました。その一環として2017年に国から『建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン』が示されたこともあり、翌2018年からプログラムを導入しています。都側が策定した基準ではなく、業界の実情に即したプログラムを活用することで、より適正な工期を算定できることが最大の導入理由です」。背景には建設業の担い手だけでなく、現場近隣の住民が休日を快適に過ごすことができる環境の整備があった。適正な日程を組み、休日はしっかりと休む。働き方改革を実現し、建設業界に担い手を確保・育成するために、理にかなった工期設定は必須だと猪又課長は話す。

プログラムの導入以前は都で定めた「工期算定標準」に基づいて工期を算定していた。資材搬入路の条件、1日当たりの工事車両通行量、更には近隣住民説明会の準備期間など、過去の同様案件を参考に、きめ細かく考慮しながら工期を設定していた。

しかし、作業の大部分はアナログの手作業だった。プログラムでは、定められたフローに沿って数値を入力することで、即座に工程表として見える化することが可能だ。日数という「数字」を確認しながら手入力し、工程表の体裁に整える手間を省くことができ、工期の算定業務は大幅に効率化できたという。

その実効性について、「内規だけに基づいて算定された日程ではなく、第三者の専門的な知見が反映された精度の高い工程表ですから、我々発注者と施工を担う受注者が対等な立場で協議を行えることが大きな利点です」と猪又課長。協議においては、狭隘な現場の特殊性、学校の入学試験や卒業式といった施設ごとの行事などを詳細に検証、考慮しながら受発注者協議でその精度を高めているという。

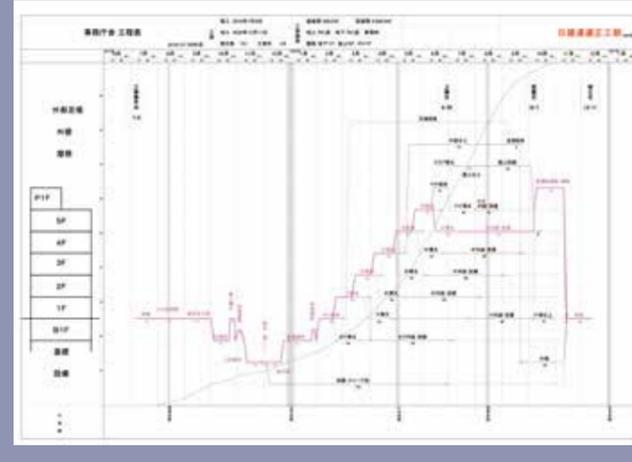
社会基盤としての公共施設を健全に維持、更新し続けるため、建設業界が担う役割は大きい。「建設業の担い手を確保するため、働き方改革の推進は受発注者の一体感が重要になります。民間工事では依然として週休二日が進んでいないと聞いています。発注者としての行政の取組みとその成果を参考にさせていただければ嬉しいです」と話してくれた。



### ①面積・階数・用途など、建物概要を入力(詳細設定も可能)



### ②歩掛、投入数、作業量に基づいたネットワーク工程表がすぐできます!



### 建築工事適正工期算定プログラム

2016年に日建連会員企業8社で構成する「適正工期算定専門部会」で策定された適正工期の条件に沿って、市販のコストナビ工程表をベースにカスタマイズされたもので、面積・階数・構造・用途などの基本情報を入力することでコンピューター上で立体的な仮想モデルを構築し、それに基づき構造計算、数量積算を行い、躯体、仕上げの施工数量を自動算出する。プログラム内の数量と歩掛、投入数より各作業の日数を算出し、建物に適した工法、施工手順で日建連版適正工期のネットワーク工程表を自動作成する。

Webサイト「WorkStyle Lab」で  
活用例を動画にて紹介しています。  
<https://www.nikkenren.com/2days/workstylelab/>



なければなりません。変更が発生した場合に変更契約を結び、常に安心してその力を発揮してもらえ環境を目指します。そうした配慮が技能者を育成し、若手の入職を促すことにつながります。

また、工期に関する基準に違反した場合は、国土交通省の各地方整備局等に設置されている「駆け込みホットライン」に寄せられた情報をもとに、行政による精査が行われ

ると明記されています。受発注者だけでなく下請企業、近隣にお住まいの皆さんからも、不適切な状況があった場合には、ここに通告されることとなります。そうしたことを踏まえて現場の責任者、経営トップは意識を変える必要があります。

——工期に関する基準を業界内に定着させ、働き方改革を実現するために求められる視点とは何でしょうか。

土俵はできました。ただ細部までは明文化されておらず、事例が豊富にあるわけでもありません。当初はつまづき、戸惑い、軋轢が起きるかもしれませんが、それは乗り越えなければならぬ試練だと思っています。各社ともこの法律の趣旨を全社員がしっかりと理解して、その上で発注者とのように接していくべきか熟慮する必要があります。困難なことではありませんが、一つひとつ愚直に進めていくしかないと思います。

今後も入札条件書に工期が明示されていることがあるでしょう。受注者で設定した工期と乖離がある時にどうするか。これをどう扱って

いくべきかという問題もあります。土木分野では国土交通省がホームページで公開している、適正な工期設定を支援する「工期設定支援システム」、建築分野には日建連が各社の知見を集めて構築した「建築工事適正工期算定プログラム」があります。工期に関する基準でこれを参考とするよう明記されたことには大きな意義があります。プログラムは発注者も活用することができるので、共通の物差しができたことは大きい。これまでは受発注者それぞれが持っていた物差しの一つの目盛りの大きさが違っていました。これからは一つの物差しで土俵に上がり協議ができます。だからと言って我々はそればかりを盾にとるのではなく、真摯に話し合いに臨まなければなりません。

建設業がこれからは社会に貢献する産業であり続けるためには、今のタイミングで変革を起こさなければなりません。そのために必須となるのは我々自身がギアを上げ、スピード感をもって変わっていくという強い意志だと確信しています。

# 工期に関する基準

# Q&A

日建連が会員企業の質問に答えます!

## Q 「工期に関する基準」が策定された目的は何ですか?

A. 建設業が今後とも社会に対して重要な役割を果たしていくためには、中長期的な担い手の確保が不可欠です。他産業に比べて長い労働時間、少ない休日という状況を払拭し、将来の担い手にとって建設業をさらに魅力ある産業とすべく、働き方改革を強力に推進する一環として本基準が作られました。発注者にとっても建設業者が重要なパートナーであり続けるために、この点をよく理解していただく必要があります。

## Q 本基準には4週8休と示されています。4週8閉所の日建連目標とは異なるのですか?

A. 基準には「建設業の担い手一人ひとりが週休2日(4週8休)を確保できるようにしていくことが重要。4週8閉所の取組みはこうした意識改革、価値観を転換していくための有効な手段」と記されています。2021年度末に向けた日建連の目標に向け、会員各社には業界を牽引する意識を持って4週8閉所での工程確保に努めていただきたいと思います。

## Q 発注者に提出する工期の見積り(施工計画)にはどのような内容を盛り込めばよいのでしょうか?

A. 工程ごとの作業およびその準備に必要な日数が明らかになっていることが重要です。発注者との合意形成ができる内容であれば書式は問いません。一方、元下間の契約については職種による特性等を考慮して、それぞれの工事が著しく短い工期による契約とならないように配慮しなければなりません。

## Q 発注者等への周知はどのように行われているのでしょうか?

A. 国土交通省より、各都道府県や市町村の長、独立行政法人、国立大学法人、道路、電力、ガス、JR各社、NTTグループ各社のほか、経済団体、各産業の業界団体に通知されています。また、関係省庁を通じて、それぞれの所管する個別の協会等に幅広く通知されます。ただし、個々の発注者に対しては会員各社からの丁寧な説明が必要と思われます。

## Q 「著しく短い工期」とはどのように判定されるのでしょうか? 定量的な目安があるのでしょうか?

A. 定量的な数値の目安はありません。本基準に示す事項が考慮されているかどうかに加えて、過去の同種類似工事の実績との比較や工期の見積りの内容の精査によって総合的に判断されます。日建連の目標である4週8閉所が達成されていないというだけで違反とはなりません。国土省の見解として、単に発注者の指定工期というだけで理由なく工事に携わる人々の週休2日が確保できない状況であれば、著しく短い工期と判断される可能性があります。なお、国土交通省では「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂し、今回の法改正を踏まえた発注者受注者間および、元請下請間における法令違反となる恐れがある行為事例を記述していますので参考してください。

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000178.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html)



## Q 本基準に違反した場合はどのような対応がなされるのでしょうか?

A. 各地方整備局等に設置されている「駆け込みホットライン」等に寄せられた情報を基に、行政による精査が行われます。その結果、著しく短い工期による契約が締結されたと判断された場合には、国土交通大臣または許可行政庁が官庁・民間を問わず、発注者に対する勧告を行うほか、その勧告に従わないときは、その旨が公表されます。元下契約など注文者が建設業者の場合には、国土交通大臣等から建設業法に基づく指示処分が行われます。なお、「駆け込みホットライン」には発注者、受注者、元請負人、下請負人を問わず誰でも適宜相談が可能となっています。

## Q 建築工事適正工期算定プログラムの最新版について教えてください

A. 2020年10月末リリースのバージョン5が最新版です。これまでの対応施設(事務所、集合住宅、学校、工場・倉庫、医療)に、商業ビル、宿泊施設(ホテル)の2種類の用途が追加されました。また、施工実績の80%以上(商業施設は75%、その他の用途は約90%)を網羅できるように面積の拡充を図りました(S造RCS造の工場・倉庫10,000㎡→20,000㎡、その他の用途は5,000㎡→6,000~7,200㎡)。詳しくは日建連ホームページをご覧ください。

<https://www.nikkenren.com/kenchiku/proper.html>



日建連は会長名で法人会員の指定代表者宛てに、下記「『工期に関する基準』において日建連会員が順守すべきこと」を9月18日付けで発出しました。本通知文では10月1日に施行された改正建設業法にもとづき、適正な工期による受注契約締結をするために、本年7月に中央建設業審議会が作成した「工期に関する基準」を活用するよう求めています。

## 「工期に関する基準」において日建連会員が順守すべきこと

改正建設業法の施行および「工期に関する基準」の実施勧告に伴い、日建連会員各社は以下の事項の順守に努めるようお願いします。

### 1. 発注者に理解を求める

発注者に対して、適正な工期による契約締結の理解を求めるとともに、「著しく短い工期」による請負契約を締結したと判断される場合には、官庁・民間を問わず国土交通大臣等から発注者に対する勧告がなされる旨の説明を行う。

### 2. 週休二日(4週8閉所)をベースとした工期設定に努める

日建連「週休二日実現行動計画」に基づき、原則4週8閉所\*による工期を設定する。建築工事については適用可能な場合には原則、日建連「建築工事適正工期算定プログラム」を活用するとともに、各工事の特性を考慮した生産性向上のための施策を盛り込み、適正な工期の設定に努める。工期のダンピングは行わない。

土木工事については、通常、発注者が工期を算定し、入札公告等において当初の工期が示されることから、工期に影響を及ぼす施工条件を確認し、施工計画を検討、必要に応じて設計変更を協議する。

\*工期全般にわたって土日祝日、長期休暇、季節要因・地域要因等による作業不能日等を考慮し、4週8閉所に相当する閉所日を確保する。

### 3. 発注者に対して工期の見積り(施工計画)を提出する

工事の工程の細目を明らかにして、工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り、発注者に提出する。その際、下請会社から提出される工期の見積りがある場合には、元請の工期の見積りに反映させる。

### 4. 必要に応じて契約の変更等を行う

各工程に遅れを生じさせるような事象等が発生した場合は、発注者との協議を行い、必要に応じて契約変更等を行うとともに、後工程へのしわ寄せの防止に関する取組みを行う。



### パンフレット「週休二日がつくる建設業の未来」

日建連では、建設業の働き方改革・建設現場の週休二日実現のため、発注者向けのパンフレットを作成しました。下記URL / QRコードのページから申し込み、あるいはPDFをダウンロードできますので、ぜひアクセスのうえ、営業活動等で幅広くご活用ください。

<https://www.nikkenren.com/2days/logomark.html#pamphlet>

